

宇治市監査委員公表第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 11 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 27 年 3 月 30 日

宇治市監査委員

池 内 光 宏
小 山 茂 樹
森 真 二

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

平成26年度上下水道部の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

平成27年1月5日から平成27年2月17日まで

第4 監査の概要

この監査は、上下水道部水道総務課、営業課、工務課、配水課及び水管理センターにおける事務事業のうち、主として平成26年4月1日から同年11月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

上下水道料金収入状況（営業課）

委託料支出状況

工事請負費支出状況（配水課・水管理センター）

修繕費等支出状況（営業課・配水課）

賃借料支出状況（工務課）

薬品費支出状況（水管理センター）

薬品類取扱状況（水管理センター）

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

1 水道総務課

(1) 委託料支出状況について

支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

2 営業課

特になし。

3 工務課

(1) 委託料支出状況について

支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

(2) 賃借料支出状況について

平成 23 年度の前回定期監査において、土地の賃貸借契約書に不備があると指摘した点については、改善が見られたものの、一部になお整理の必要なものが見受けられた。引き続き改善に努められたい。

4 配水課

特になし。

5 水管理センター

(1) 薬品類取扱状況について

薬品類の調達の必要性を精査するとともに、その厳正な点検と保管・管理に努められたい。